

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和2年  
6月30日  
(火曜日)

## 目 次

- 規則  
老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（長寿社会課）……………一
- 告示  
道路の区域の変更（道路整備課）……………三  
道路の供用の開始（道路整備課）……………三
- 公告  
山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催（環境政策課）……………三  
職業訓練指導員試験の実施（労働政策課）……………四



老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

### 山口県規則第三十二号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則（昭和六十二年山口県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「次に掲げる書類」及び「添えて、」を削り、同条各号を削る。

第二条の四中「次に掲げる書類」及び「添えて、」を削り、同条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 市町以外の者（法人に限る。）が前項の届出をする場合には、老人デイサービスセンター等設置届に当該者の登記事項証明書を添付しなければならない。

第三条中「次に掲げる書類」及び「添えて、」を削り、同条各号を削る。

第十条中「老人ホームの休止の届出」を「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム（以下この条及び第十三条において「老人ホーム」という。）の休止の届出」に改める。

第十三条中「施設」を「老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター」に改める。

別記第一号様式の表中「及び経歴」を削り、

役職名	氏名	経歴

を

役職名	氏名

に改め、同様式の添付書類を

次のように改める。

添付書類

届出者の登記事項証明書又は条例の写し

別記第一号様式の注4中「及び経歴」を削る。

別記第一号様式の二中

- 3 条例、定款その他の基本約款
- 4 職員の定数及び職務の内容
- 5 主要な職員の名簿及び経歴
- 6 事業を行うおととする区域
- 7 事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居
- 8 (1)名称 (2)種類 (3)所在地 (4)入所定員、登録定員又は入居定員

を

- 3 主要な職員の名簿
- 4 事業を行うおととする区域
- 5 事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居
- 6 (1)名称 (2)種類 (3)所在地 (4)入所定員、登録定員又は入居定員

に改める。

別記第一号様式の五の表中

施設幹部職員	役職名	氏名	主な経歴

を

施設の長の氏名  
に改め、

同様式の添付書類を次のように改める。

添付書類

市町以外の者が届出をする場合にあつては、届出者の登記事項証明書

別記第一号様式の五の注4を削る。

別記第二号様式中「関係書類を添えて」及び

別記第三号様式中「別紙位置図のとおり」を

削り、同様式の添付書類を削る。

別記第二号様式の二十「関係書類を添えて」及び

別記第三号様式中「別紙位置図のとおり」を

削り、同様式の添付書類を削る。

別記第二号様式中

施設の地理的状況 別紙位置図のとおり  
及び

資産の状況 別添のとおり  
を

削り、同様式の添付書類を次のように改める。

添付書類

法人の登記事項証明書

別記第三号様式の二十

施設の地理的状況 別紙位置図のとおり  
及び

資産の状況 別添のとおり  
を

削り、同様式の添付書類を次のように改める。

添付書類

法人の登記事項証明書

別記第四号様式中

職員の数及び職務の内容  
施設の長その他の職員の氏名及び経歴  
施設を所定区域  
事業開始の予定年月日

を

「3 施設の長の氏名  
4 事業を行おうとする区域  
5 人定員」

に改める。

別記第五号様式中

「2 土地又は建物に係る権利関係  
3 建物の規模及び構造並びに設備の概要  
4 施設の運営の方針  
5 職員の定数及び職務の内容  
6 事業開始の予定年月日」

を

「2 建物の規模及び構造並びに設備の概要  
3 施設の運営の方針」

に改める。

附則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。



### 山口県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年六月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

道路の種類 県道  
路線名 日野吉田線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
下関市菊川町大字縦ノ木字豊田道一〇一〇一の一の地先	最狭 一五・七・六	最狭 八・七・六	一一・〇	一一・〇	道路改良工事の完了による。

### 山口県告示第二百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年六月三十日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 日野吉田線	下関市菊川町大字縦ノ木字豊田道一〇一〇一の一の地先	令和二年七月一日



(二五二) 山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催

山口県環境影響評価条例（平成十年山口県条例第三十七号）第四十三条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

令和二年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 開催の日時及び場所並びに傍聴人の収容人員  
日 時 令和二年七月三十一日（金曜日）午後一時三十分  
場 所 山口県下関農林事務所  
収容人員 二十人程度
- 二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
名 称 山口県  
氏 名 村岡 嗣政  
所在地 山口市滝町一番一号
- 三 対象事業の名称、種類及び規模  
名 称 木屋川水系木屋川ダム再開発事業  
種類 ダムの新築

規模 貯水面積 二四五ヘクタール  
対象事業実施区域  
下関市豊田町大字大河内

五 公述の申出の手続

(一) 公聴会において環境の保全の見地からの意見を述べようとする者は、令和二年七月十六日(木曜日)までに、氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、電話番号、対象事業の名称並びに意見の要旨を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一) 山口県環境生活部環境政策課に提出してください。  
(二) 公述申出書を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べることができる者を選定します。

(三) 公聴会の運営を円滑に行うため必要があるときは、意見を述べる時間を制限することがあります。

(四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、その旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べることができ者に通知します。

六 その他

(一) 公聴会を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けてください。傍聴券は、公聴会当日、受付で先着順に交付します。

(二) 公聴会に関する問合せは、山口県環境生活部環境政策課(電話〇八三一九三三二九三三)にしてください。

(二五二) 職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施します。

令和二年六月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

一 試験を行う免許職種及び試験の方法

(一) 免許職種

職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四号)別表第十一に掲げる免許職種

(二) 試験科目

学科試験のうちの指導方法

二 試験の日時

令和二年九月一日(火曜日) 午前十時から午前十一時三十分まで  
試験の場所  
山口市秋穂二島一〇六二番地

山口県セミナーパーク  
受験資格

法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者であること。ただし、次に掲げる者は、受験できない。  
(一) 法第二十八条第五項第二号又は第三号に該当する者

(二) 受験しようとする免許職種について法第三十条第五項の規定による実技試験の全部及び学科試験のうちの関連学科の免除を受けることができない者

五 受験申請書の受付期間  
令和二年七月二十一日(火曜日) から同年八月四日(火曜日) まで(郵送の場合  
は、八月四日までの消印のあるものは、有効とする。)

六 受験申請書の提出先  
山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一)

山口県商工労働部労働政策課  
提出書類

(一) 受験申請書及び履歴書

(二) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。裏面には、氏名を記入すること。)

(三) 技能検定合格証書等受験資格を証する書面  
八 受験手数料

三千百円に相当する山口県収入証紙を受験申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

九 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、令和二年九月九日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁エントランスホール内の掲示板に掲示する。

(二) 試験の得点の開示は、山口県商工労働部労働政策課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

十 その他

(一) 受験案内、受験申請書等の請求は、山口市滝町一番一号 山口県商工労働部労働政策課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「指導員試験申請書請求」

と朱書し、百四十円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（縦三十三・二センチメートル、横二十四センチメートルのもの）を同封すること。

(二) この試験についての問合せは、山口県商工労働部労働政策課産業人材育成班（電話〇八三一九三三―三三三三）にすること。

---

令和二年六月三十日  
印刷

発行人  
所

山口県  
知事  
庁